



(平成29年6月6日)

三井住友信託銀行 年金企画部

## 確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書の取りまとめについて

平成29年6月6日に開催された「第8回 社会保障審議会企業年金部会 確定拠出年金の運用に関する専門委員会」において、同委員会の議論を取りまとめた「確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書(案～確定拠出年金の運用商品選択への支援～」が審議され、同日、確定版が公表されました。

報告書では、確定拠出年金の「加入者による運用商品選択の支援」と「運用商品を選択しない者への支援」について、「運用商品提供数の上限」や「指定運用方法の基準」等が示されています。

今後、この報告書に基づいた政省令等の整備が行われる見込みです。

<確定拠出年金の運用に関する専門委員会報告書～確定拠出年金の運用商品選択への支援～>  
(厚生労働省HP) <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000166816.html>

### 1. 報告書のポイント

以下、政省令や法令解釈通知等に反映すると考えられる報告書のポイント(※)をご紹介します。

※ 報告書において、実施することが「適当」と記載されているものです。

#### I 加入者による運用商品選択への支援

##### ① 運用商品提供数の上限について

- 企業型年金加入者の商品提供数の上限は35本(個人型年金も同様)
- 一定期間経過後に、運用商品提供数の法令上の上限を再度検討すること

##### ② 運用商品の数え方

- ターゲット・イヤール型の商品に限り、シリーズをまとめて1本と数えること

##### ③ 運用商品の提示に当たって併せて講じる措置

- 運営管理機関等が、個々の運用商品の選定理由に加え、運用商品の全体構成に関する説明を行うこと
- 運営管理機関等において、個別の運用商品の推奨については禁止されていることとの関係に留意しつつ、例えば次のような提示の工夫を促すこと
  - ・投資信託の種類(伝統的4資産(国内株式・国内債券・外国株式・外国債券)等)、パッシブ・アクティブの区分を示す。等

#### ④ 運用商品の除外の際に実務上留意すべき事項

- 運用商品の除外の際に、以下の点に留意し、除外の方法等について必要な周知を行うこと
  - ・ 除外する商品を決定する考慮要素（信託報酬の水準、運用成績、運用商品の除外後の運用商品全体の構成、手数料、当該商品の指図者数等）や加入者への情報提供の内容等

## II 運用商品を選択しない者への支援

### ① 指定運用方法の基本的な考え方と基準について

- 指定運用方法の基準としては、次のようなものとすること
  - ・ 長期的な観点から、物価、為替相場、金利その他経済事情の変動（価格変動、信用の変化等）により生ずる損失（名目・実質）の可能性（リスク）に関し、加入者集団にとって必要な考慮がなされているものであること。
  - ・ 指定運用方法により見込まれる収益（名目・実質）が上記で規定する損失の可能性（リスク）との関係で合理的であることを説明できるものであって、加入者集団にとって必要な収益の確保が見込まれるものであること。
  - ・ 指定運用方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用（販売手数料、信託財産留保額、保険商品の解約控除等）が、見込まれる収益に照らし、過大でないこと。

### ② 指定運用方法の選定プロセスについて

- 労使や運営管理機関等において、法の目指す目的を踏まえ、加入者集団のリスク許容度や期待収益等を考慮・検討しながら、指定運用方法にふさわしい商品を決定すること

#### 【その際の着眼点（イメージ）】

- ・ 主に加入者集団に係るもの  
加入者属性、金融商品への理解度、加入者ニーズ、想定利回りや掛金額等退職給付における位置づけ 等
  - ・ 主に商品に係るもの（リスク・リターン特性）  
期待収益率、価格の変動の大きさ、累積投資額を上回る可能（確実）性、実質価値（購買力）の維持可能性、分散投資効果 等
- 元本確保型商品から分散投資効果に資する商品までの様々な選択肢の中から、今回示すこととなる基準や着眼点に基づき、労使、運営管理機関等で十分にかつ真摯に協議し指定運用方法を設定すること
  - 運営管理機関等が、その専門的な知見を踏まえて、労使に対し、指定運用方法の選定に当たり有用なリスク・リターン特性等の情報提供を行うこと
  - 法施行時において、法改正前より「あらかじめ定められた運用方法」を設定していた場合、指定運用方法の位置づけを改めて労使で十分に協議した上で、提示された基準等に沿って指定運用方法を決定すべきことに留意すること

### ③ 加入者への情報提供等について

- 指定運用方法は、本人の運用の指図がないが本人が運用の指図を行ったものと見なされることから、本人の運用指図権を侵さないよう十分留意する必要があることを踏まえ、指図権に関する加入者保護を徹底し、受託者責任を果たす観点から、併せて次の措置を講ずること
  - ・ 施行日後の新規加入者から、指定運用方法が適用される旨を理解したことの確認を得るよう、運営管理機関等に対して奨励
  - ・ 運営管理機関等は、指定運用方法の運用の結果（利益・損失）につき、その責任は加入者本人に帰属する旨に加え、元本確保型商品などが指定運用方法に選定されている場合にはより収益を上げる投資機会を逃す可能性があることや、インフレになれば実質価値を維持できない可能性があることについても、加入者へ情報提供
- 指定運用方法が適用された後においても、資産額通知や継続投資教育等あらゆる機会を利用して、指定運用方法を変更して運用の指図を行うことができることなどについて、加入者に継続的な情報提供や働きかけを行っていくこと
- 法改正前に設定された「あらかじめ定められた運用方法」で運用する者に対しても、これまでと同様、いつでも運用の指図を行うことができる旨、情報提供を行うこと
- これらの継続的な情報提供等は、事業主と運営管理機関等がそれぞれの役割に従って、投資教育、資産額通知などあらゆる場を用いて、連携して行っていくこと

## 2. その他（継続投資教育の重要性について）

上記以外（実施することが「適当」とされたもの以外）に、報告書で示された「指定運用方法の趣旨」や「継続投資教育の重要性」に係る記載をご紹介します。

- 指定運用方法は、加入者が一定期間運用の指図を行わないような例外的な場合のために、加入者の運用指図権を保護し、加入者が自ら運用指図を行うことを促す観点から整備した規定である。
- 法改正後も個々の加入者が自身で選択した商品により運用を行うことが制度の本旨であることに変わりなく、指定運用方法が適用されたとしても、個々の加入者が、自身の資産形成状況やライフプラン等に合った投資選択となっているか確認し、自身に適さない商品であれば他の商品を選択することが重要である。
- 加入者の属性等によりふさわしい商品のあり方は異なりうるが、長期的な年金運用の観点からは分散投資効果が見込まれるような商品が有用であることが少なくない旨、加入者に対し投資教育などで積極的に働きかけていくことが必要である。  
このため、今回の法改正で継続投資教育を努力義務にしたことも踏まえ、今後、モニタリングを行いながら投資教育の実施率の向上や実効性を高めていく取組が必要である。

## 3. 資料等

（参考）厚生労働省 社会保障審議会（確定拠出年金の運用に関する専門委員会）のHP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=413946>

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。【担当部署】三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 【電話番号】03-6256-3581